

令和8年度沼津市中高校生向け起業マインド創出事業開催業務委託

公募仕様書

本仕様書は、「令和8年度沼津市中高校生向け起業マインド創出事業開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務目的・概要

沼津市は、産業の活性化に向けた取り組みの一環として、起業創業の推進に取り組んでおり、これまで起業に関心のある社会人を対象とした、ターゲット別起業セミナーを開催することで、創業機運の醸成と支援を行ってきた。

本事業は対象を中高校生とし、大学（あるいは高校や専門学校等）・社会に進む早い時期から社会との関わりを学び、若者ならではの豊かな発想と自分らしい働き方を目指すセミナーとする。

セミナーでは、ビジネス視点から未来志向のキャリア形成を促進し、起業という自分らしい働き方の選択肢を広げることと、加えて、地域課題への関心を深め、沼津市に対する愛着心の醸成を図る。

2 業務内容

次の（１）から（３）に掲げる事項を一体的に行うものとする。

（１）「中高校生向け起業マインド創出セミナー」の開催

ア 開催時期：令和8年7月から令和8年12月までの間で4回程度※

イ 開催時間：1回あたり1～2時間程度

ウ 募集者数：1回あたり10人程度

※回数や各回の人数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高める場合は、回数増減・集中開催等の提案を可とする。

エ 内容

「沼津市内に在住又は通学する中高校生」を対象に、下記趣旨に沿ったセミナー・ワークショップの開催（必ずしもa～dを全て満たす必要はない）

- a. 中高校生が起業という選択肢に興味をもち、挑戦するきっかけを提供するもの。
- b. アイデアを具現化するためのアプローチ方法、企画力などを学べる機会を提供するもの。
アイデアを生み出す力や、課題に対処する力を鍛える場を提供するもの。
- c. デジタル技術（AI）等を活用し、企画書作成やアイデア創出のスキル向上。
- d. 本市の多様な産業の体験、市内事業者との交流、自分らしい働き方、地域との関わり、参加者同士のネットワークを構築するための場を提供するもの。

※参加者同士のネットワークづくり、コミュニケーション能力向上のため、原則、リアル会場での開催とする。

（２）アンケート調査の実施

参加動機、各回の感想などアンケートを実施すること。

（３）その他

ア 契約候補者となった事業者は、採択された企画提案について契約前に市の担当者と目線合わせを行う（円滑な意思疎通のため初回についてはオンライン会議は不可とする）。

イ 会場、講師、運営、日程、参加者の募集方法など採択された提案内容に準じ、契約後は

速やかな実施に向け日程等確定すること。（予定定員に満るまで受託者が参加を募ること。）

- ウ 会場は沼津市内とし、受講者が参加しやすい場所を設定すること。学校を会場とするような出前セミナー形式でも可。
- エ 会場使用料や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。
- オ 募集対象が中学生、高校生となることから、受託者は自ら効果的な募集を行い、告知場所や手段を十分検討すること。
- カ 参加申し込みや告知、セミナーでWEBシステム等を使用する場合は、入力フォームの作成費用及びシステムの維持管理・運営費用等を含むこと。
- キ 上記（１）～（３）の業務について、進捗状況報告及び委託業務終了後に報告書の提出を速やかに行うこと。
- ク 上記（１）～（３）の業務を円滑かつ効果的に実施するための組織・仕組みを構築すること。

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4 実施体制

- （１）受託者は、本事業が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- （２）本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、起業に関する知識の習得等、業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- （３）受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達すること。
- （４）受託者は、委託者及び関係者とセミナー開催に関わる打合せや、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- （５）受託者は、参加者の個人情報等、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

5 成果品等

委託契約期間終了後すみやかに本業務完了報告書を提出すること。

紙媒体1部（A4サイズ10枚程度にまとめたもの）及びデータ一式を提出すること。

（報告書の内容）報告書、開催状況がわかる写真、参加者名簿、打合わせ記録、アンケート結果、参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

6 業務実施上の注意点

- （１）委託業務の再委託
専門的な知識や技術を要する業務（講座講師、コーディネート）等の第三者への委託は可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。
- （２）業務遂行上のトラブル
業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議の上、これを解決するものとする。